

農政をめぐる情勢

目 次

- | | | |
|-----|------------------------|---|
| I | 2次補正予算に向け与党が提言 | 1 |
| II | 愛知県が「花き」や「つまもの」の利活用を支援 | 6 |
| III | 規制改革推進会議がJA自己改革をヒアリング | 7 |

今月号のあらまし

I 2次補正予算に向け与党が提言

4月30日、農林水産関係で5,448億円、総額25兆6,914億円となる令和2年度補正予算が参議院本会議で可決・成立した。同予算では、経済産業省の所管する「持続化給付金」も計上され、農業者も対象となる。

5月4日、安倍首相は、緊急事態宣言の延長を発表する中で、「速やかに追加的な対策を講ずる」旨を表明し、政府・与党で議論が加速している。

20日、自民党の経済成長戦略本部・新型コロナウイルス関連肺炎対策本部合同会議において、2次補正予算に向けた提言について議論し、翌21日、岸田政調会長は安倍首相に提言を手渡した。

同提言では、農業関連対策の拡充、小規模事業者対策である「持続化補助金」について農業者等が活用できるようにすること、地方創生臨時交付金の増額等も盛り込まれた。

II 愛知県が「花き」や「つまもの」の利活用を支援

5月14日、愛知県大村知事は記者会見を行い、農業支援策として「花き」や「つまもの」の利活用を支援する事業を説明した。新たな需要喚起のきっかけとなる利活用に取り組んだ農業者に対し20万円が支援される。

III 規制改革推進会議がJA自己改革をヒアリング

5月14日、規制改革推進会議農林水産WGはJAグループによる自己改革の実行状況等についてヒアリングを行った。

閉会にあたって佐久間農林WG座長は、「農協改革集中推進期間終了後も、引き続き自主的に自己改革を行うことは評価したい」等と発言した。

I 2次補正予算に向け与党が提言

— 1次補正予算対策の拡充、持続化補助金の活用等を要請 —

1. 1次補正予算

- 4月30日、農林水産関係で5,448億円となる令和2年度補正予算が参議院本会議で可決・成立した。
- 農業関係では、国産農林水産物の販促促進、資金繰り確保、高収益作物の次期作等に対する支援策が措置された。(詳細は先月号の通り)
- 農水省も支援策等についてHP(ホームページ)上に説明資料、動画等を掲載している。
(農水省の支援策一覧が示されたHPアドレス：
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support_maff.html)
- なお、補正予算総額は国民への給付金を一律10万円(特別定額給付金)に見直しを行ったことから、当初の4月7日閣議決定予算案より変更され、25兆6,914億円となっている。

2. 持続化給付金

- 1次補正予算では、経済産業省の所管する「持続化給付金」に2兆3,176億円が計上された(農業者も対象)。
(持続化給付金の詳細は既報の通り)
- 5月1日、「持続化給付金」のHPが開設され申請受付が開始された。
- 「持続化給付金」申請受付を行うHP内には、詳細なガイダンスや、Q&A等の情報が随時更新されて掲載されている。
(「持続化給付金」HPアドレス：<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>)
- WEB申請が原則とされているが、経済産業省は、申請サポート会場として、商工団体を基本に全国に設置している。5月末までに全国400か所以上設置される予定である。
- 申請サポート会場は、感染対策から予約制になっており、愛知県内では5月末までに17会場(名古屋市(3会場)、豊川市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、半田市、江南市、岡崎市、蒲郡市、常滑市、豊橋市、碧南市、春日井市、瀬戸市の商工会議所等)で開設が予定(既設含む)されている。
(経産省HP掲載5月18日公表版(順次更新)より)
(会場関連HPアドレス：<https://www.meti.go.jp/covid-19/shinsei-support.html>)

3. 2次補正予算

(1) 政府・与党の動き

- 5月4日、安倍首相は、緊急事態宣言の延長を発表する中で、「速やかに追加的な対策を講ずる」旨を表明。今国会会期（6月17日）内の2次補正予算成立に向けて、政府・与党で議論が加速している。
- 20日、自民党の経済成長戦略本部・新型コロナウイルス関連肺炎対策本部合同会議が開催され、2次補正予算に向けた提言について議論が行われた。
- 21日、自民党岸田政調会長は安倍首相を官邸に訪ね、提言を手渡した。
(提言の農業分野関連等抜粋については別紙1の通り)
- 今後、27日をめどに2次補正予算案が閣議決定される見込みである。

(2) JAグループの対応

- 政府・与党における2次補正予算の検討が始まる中、緊急事態宣言の延長等に伴う影響を踏まえ、下記の要望事項について政府・与党に対して働きかけを行った。

【2次補正予算に向けたJAグループの主な要望事項と検討状況】

※ 「⇒」以下が自民党の提言要旨（主なもの）

緊急事態宣言の延長等により、コロナ禍による農業・食品産業等の影響が増すなか、追加の大膽な補正予算等により、万全な対策を迅速に講じること。

1. 1次補正予算で措置された農業関連対策の拡充

影響の拡大をふまえ、労働力支援や販売促進、経営対策、次期作支援、コメ・コメ加工品対策など1次補正予算に盛り込んだ対策について、予算増額、支援内容の拡充、要件の緩和など、対策を強化・拡充すること。

⇒ 1次補正対策の増額

- ・他産業従事者等による援農支援（農業労働力確保事業）
- ・茶・花き等の次期作に取り組む生産者支援

（高収益作物次期作支援交付金）

⇒ 高収益次期作支援交付金について運用を改善

- ・施設園芸の交付単価の引き上げ
- ・茶・花き等の間引き支援の追加

2. 深刻な影響を受けた農業者の経営維持支援対策の拡充

外食・小売事業者等の休業により深刻な影響を受けている農業者等が経営維持できるよう、経営継続支援を拡充すること。

あわせて、小規模事業者対策である「持続化補助金」について、農業者等が活用できるようにすること。

- ⇒ 持続化給付金とは別に、農業版の持続化補助金「離職阻止・経営継続補助金」（上限：150万円）を創設
- ⇒ 肉用牛子牛生産者の経営継続のための奨励金の創設

3. 地方創生臨時交付金の増額

花きや地域特産物などについては、1次補正予算で措置された対策の上乗せなど、地域ごとの経営実態をふまえた追加対策が必要であり、自治体ごとに柔軟に十分な対策が講じられるよう、「地方創生臨時交付金」を大幅増額すること。

- ⇒ 1次補正予算手当分の積み増し、対象範囲の大幅拡充

4. 国産農畜産物等の需要喚起対策の強化

落ち込んだ国産農畜産物の需要を喚起するとともに、コロナ禍の影響を受けた生産・流通・販売関係者が一体となって事業・地域経済の回復・活性化に向け取り組めるよう、飲食店等における地場農畜産物の活用拡大など、国産需要喚起対策を強化すること。

- ⇒ 1次補正対策の増額
 - ・公共施設等での花きの展示等支援（花き活用拡大事業）

※ なお、自民党提言には、持続化給付金についても、既に措置した予算に不足が見込まれる場合には十分な予算を追加措置することが盛り込まれている。

（補足：持続化補助金、地方創生臨時交付金の概要）

小規模事業者持続化補助金

- ・経産省が所管するもので、小規模の商工業者等（系統100%出荷者、農事組合法人、JAは対象外）が商工会議所等の助言等を受け経営計画を作成し販路開拓等に取り組む費用の3分の2を補助する事業。補助上限額は100万円（コロナ特別対応型）。
- ・補助対象として、非対面販売のためのホームページの作成・改良、店舗の改装、チラシの作成、広告掲載などが掲げられている。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- ・感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が必要な事業を実施できるよう新たに創設された事業。
- ・内閣府が所管し、1次補正予算で1兆円計上。都道府県・市町村に対し、人口、財政力、感染状況、地方負担額等に基づいて算定される交付限度額を上限として交付。
- ・主な使途としては、感染拡大の防止策、医療提供体制の整備、地域経済・住民生活の支援等の事業が掲げられている。

«「提言 令和2年度第2次補正予算の編成に向けて」より抜粋»
 (令和2年5月21日 自由民主党政務調査会)

<略>

3. 雇用・事業の継続のための支援

<略>

(2) 持続化給付金の対応強化

緊急事態宣言の長期化等に伴い、事業者は更に厳しい状況にあることを踏まえ、特に大きな影響を受ける中堅・中小法人及び個人事業者に対して給付する、事業全般に広く使える持続化給付金について、既に措置した予算に不足が見込まれる場合には十分な予算を追加措置すること。

また、持続化給付金の対象となっていない事業者について、事業者からの声等も踏まえた上で、支援の前提となる事業性や事業の継続性を見極めつつ、迅速かつ幅広い対象者への支援策を講じること。

<略>

4. 地域の基盤産業等への支援

(1) 農業における離職阻止・経営継続のための措置

農業者の中核である家族農業、地域で生産活動を支え合う集落営農等は、小規模の商工業者を対象とする持続化補助金を法的に活用できない。このため、商工業者と同様、補助上限150万円といった「離職阻止・経営継続補助金」を措置すること。

また、畜産の中で価格低下が著しい肉用子牛生産者に対する経営継続のための「奨励金」を交付すること。

(2) 第一次補正予算における農林水産業対策の強化及び運用改善

横断的な取組みとして、自粛の影響を色濃く残す各地の農林水産業の経営継続のため、地域の発意で自由に活用できる地方創生臨時交付金を増額するほか、運転資金等の借入れが続き、債務超過リスクに直面する農林漁業者や農業法人の資本の充実を図るための支援策を実施すること。また、外国人実習生不在の農業生産現場の人材確保、3密を回避するための飲食店の店舗改装やデリバリー、テイクアウト等への転換、一番茶やお彼岸等の旬の季節が限られる茶・花き生産者の生産維持、丸太輸出・住宅着工の停滞等に伴い滞留する原木の管理や林業の雇用維持のための保育間伐のため、次の1次補正対策を増額すること。

- 他産業従事者等による援農支援（農業労働力確保事業）

- 飲食店への空調導入、店舗改装等支援（外食産業緊急支援事業）
- 茶・花き等の次期作に取り組む生産者支援（高収益作物次期作交付金）
- 公共施設等での花きの展示等支援（花き活用拡大事業）
- 滞留する原木の保管等支援（原木保管等事業）

（3）第一次補正予算における農林水産業対策の運用改善

次の第一次補正対策の運用を改善すること。

- 高収益作物次期作交付金
 - ・高集約型経営である施設園芸の交付単価の引上げ
 - ・良質な茶・花き等を厳選するための間引き支援の追加
- 原木保管等事業
 - ・輸出向けにかかわらず滞留する原木の保管等支援の追加
 - ・林業の雇用維持のための保育間伐支援の追加

<略>

6. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、第一次補正予算で手当された分への積み増しとともに、休業要請を行っている特定警戒都道府県等における協力金・支援金や家賃支援、地域の重要な文化やライブエンターテイメント等への支援、観光・飲食・旅館・公共交通・公共施設等における3密対策やG I G Aスクールへのソフト支援などの「新たな生活様式」に向けた支援、等の地域における各種施策への十分な財政支援を行うため、大幅な拡充を行うこと。

また、配分にあたっては、新型コロナウイルス感染症による影響度や対応状況等を踏まえた本交付金の趣旨に沿った配分を行うこと。

II 愛知県が「花き」や「つまもの」の利活用を支援 — 1 農業者当たり 20 万円支援、予算規模 5 億円 —

- 4月24日、JAグループ愛知は、愛知県知事、自民党愛知県議員団農政議員連盟会長に対して、新型コロナウイルスの影響を受けている花、つまもの野菜、交雑牛等に対して、農業支援策を講じることを要請した。
- 5月14日、愛知県の大村知事は記者会見を行い、農業支援策として「花き」や「つまもの」の利活用を支援する事業を説明した。

【事業の概要】

1. 支援内容

対象期間：2020年5月18日（月曜日）から6月30日（火曜日）まで
支援対象者：「花き」や「つまもの」について20万円相当量（諸経費を含む）の利活用に取り組んだ農業者（経営体）
支援額：1農業者（経営体）当たり20万円

2. 対象品目

花き：キクのほか、バラ、カーネーション、その他切花、鉢花、観葉植物、洋ラン、その他鉢物等
つまもの：大葉のほか、菊花、花穂・穂じそ、エディブルフラワー等

3. 利活用の内容

- ・生産現場の出荷調整で市場に出せない「花き」や「つまもの」を農業者と農業団体が協力して無償で利活用先に届け、公共施設等での「花き」の装飾や「つまもの」を使った新メニューの開発など新たな需要を喚起するきっかけとする。
- ・主な利活用先は、一般の流通への影響に配慮し、次のとおり想定。
花き：公共施設、高齢者福祉施設、児童施設、病院、工場（製造業事業所）など、日常的に「花き」を使用していない施設で展示装飾などに活用
つまもの：弁当事業者、加工品事業者、コンビニエンスストア、量販店など、日常的に「つまもの」を使用していない事業者において、新たなメニューの開発や弁当に彩りを添えるなど新たな用途に活用

- なお、大村知事は記者会見の中で、「花き」で4億円、「つまもの」で1億円、計5億円の予算規模と説明した。また、牛肉に対する支援策も今後検討していくと言及した。

III 規制改革推進会議がJA自己改革をヒアリング —評価を行う一方、農業融資等に言及—

1. 規制改革推進会議の動向

- 規制改革推進会議は緊急事態宣言の発令後もオンライン会議を開催しており、今後6月の答申に向け、詰めの議論に入ると見られる。

2. 農地転用許可制度

- 4月9日、規制改革推進会議農林水産WGは、農業用施設の建設に係る課題、農作物栽培施設に係る立地規制の見直しについて農水省、国交省にヒアリングを行った。
- 農地転用許可制度では、2アール未満の施設で農業用倉庫、温室、畜舎などの農業用施設については許可を不要とする特例措置を定めている。

(補足：農業用施設については許可を不要とする特例措置)

農地法（抜粋）

（農地の転用の制限）

第4条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（中略）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）～（7）

（8）その他農林水産省令で定める場合

農地法施行規則（抜粋）

（農地の転用の制限の例外）

第32条 法第4条第1項第8号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（1）耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地（2アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合

- 同WGはこの特例措置の拡大を取り上げ、①2アール以上の農業用施設でも許可を不要にする、②農業用施設に農畜産物の加工・販売施設を加えることを提起した。

- 上記①に関しては、農水省は、「施設の規模が大きければ、必然的に周辺農地の利用への影響も大きくなり、周辺農地の利用に支障を生ずるリスクが

高まる」、「(アンケート結果等においても) 周辺農地への影響等を懸念する声が強い」として、「面積の引上げにより周辺農地の利用への影響が増大することは否定できないことから、許可不要の面積の拡大は困難」と説明した。

- 上記②に関して、農水省は、「加工・販売施設は、汎用性が高く農外利用に転換されやすい、排水に伴い周辺とトラブルが発生しやすいなど、許可不要対象とすることへの地方自治体からの懸念の声が強い」として、「こうした懸念を払拭せずに、対象施設の範囲の拡大は困難」と説明した。

3. JA自己改革ヒアリング

- 5月14日、規制改革推進会議農林水産WGはJAグループによる自己改革の実行状況等についてヒアリングを行った。
- 会合は非公開で行われ、JA全中、JA全農、農林中央金庫、JA共済連、福井県JA越前たけふが参加した。また、前会議体議長代理兼農林水産統括であった未来投資会議議員の金丸恭文氏も参加した。
(出席者は別紙1の通り)
- 農林中金が海外で資金運用していることに対し、参加者から「海外より国内農家への支援、融資に積極的に取り組むべきではないか」などの発言があった。
- これに対し、農林中金は、農業融資ではJAバンクが54%を占めているとし、さらに「農業資金の融資は強化すべきだと考えてきた。引き続き取り組みたい」とした。
- 閉会にあたって佐久間農林WG座長は、「農協改革集中推進期間終了後も、引き続き自主的に自己改革を行うことは評価したい」等と発言した。

農林水産ワーキング・グループ出席者

【政務】

氏名	役職（肩書）
大塚拓	内閣府副大臣

【規制改革推進会議】

氏名	役職（肩書）
佐久間総一郎	規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ 座長
高橋進	規制改革推進会議 議長代理
南雲岳彦	規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ 座長代理
竹内純子	規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ 委員
新山陽子	規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ 委員
有路昌彦	規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ 専門委員
泉澤宏	規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ 専門委員
齋藤一志	規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ 専門委員
花岡和佳男	規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ 専門委員
林いづみ	規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ 専門委員
藤田毅	規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ 専門委員
本間正義	規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ 専門委員
三森かおり	規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ 専門委員

【未来投資会議】

氏名	役職（肩書）
金丸恭文	未来投資会議 議員

【事務局】

氏名	役職（肩書）
井上裕之	内閣府規制改革推進室長
彦谷直克	内閣府規制改革推進室次長
小見山康二	内閣府規制改革推進室参事官

○議題2 JAグループによる自己改革の実行状況等について
(農林水産省、JAグループ、単位農協からヒアリング)

【農林水産省】

氏名	役職（肩書）
横山 紳	農林水産省経営局長
ひなた 日向 彰	農林水産省経営局協同組織課長
河村 仁	農林水産省経営局金融調整課長
山口 靖	農林水産省大臣官房政策課長

【全国農業協同組合連合会】

氏名	役職（肩書）
くわだ 桑田 義文	全国農業協同組合連合会 代表理事専務

【全国共済農業協同組合連合会】

氏名	役職（肩書）
秋元 雅博	全国共済農業協同組合連合会 代表理事専務

【農林中央金庫】

氏名	役職（肩書）
大竹 和彦	農林中央金庫 代表理事専務

【全国農業協同組合中央会】

氏名	役職（肩書）
ひがし 比嘉 政浩	全国農業協同組合中央会 専務理事

【越前たけふ農業協同組合】

氏名	役職（肩書）
とみた 富田 隆	越前たけふ農業協同組合 代表理事組合長

農政をめぐる情勢

令和2年5月25日 280部

編集・発行
・印刷

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052（951）6944

〈ファクシミリ 052（957）1941〉